

令和7年度の健康保険組合への実地指導監査の結果について

1 実施状況

令和7年度の実地指導監査（以下「監査」という。）については、厚生労働省保険局保険課長通知の実施方針に基づき実施した。

・総合監査 2組合 ・経理監査 1組合

2 監査結果

監査を行った組合に対し、改善又は整備が必要な事項について早急に改善等を図り、その結果を報告するよう求めた。主な指摘事項については、別紙のとおり。

3 監査を踏まえた取り組み

令和7年度において、以下の取り組みを行った。

- （1）監査を行った組合に対し、改善措置状況の報告を文書で求め、今後、同様の指摘事項が生じないよう徹底を図った。
- （2）組合が行う自己点検及び監事監査の際は、指摘事項に留意し、業務の改善を行うよう要請した。
- （3）前年度の監査の実施結果をホームページに掲載し、注意喚起を図った。
- （4）事故の発生を未然に防ぐ観点から、監査時に監事との面談を実施した。

令和7年度 健康保険組合実地指導監査結果 (主な指摘事項)

区分	指摘事項
組織	選定議員を代表事業主が選定している場合の委任状について、全ての事業主から委任状を取得すること。
	規約において、理事会を招集する際は7日前までに通知することとされているところ、7日前を過ぎて通知されている事例が確認されたため、規約に則った運用を行うこと。
	役職員の採用及び組合会議員の就任にあたり、個人情報保護等の研修や教育を行うなど、必要な措置（教育訓練）を実施すること。なお、実施にあたり、研修の実施時期、場所、対象者及びその内容等を正確に記録すること。
適用・給付	介護保険適用除外等該当届については、必要書類の添付を求め、適用除外事由の確認を行うこと。
経理	切手及び交通系ICカードの残高について、事故防止の観点から定期的に確認し、決裁を受けること。
	前金払整理簿を整備すること。
	随意契約の場合、なるべく2社以上から見積書を徴し、随意契約の理由を付した上で、選定の経過が明らかになるように起案書等の決議を得て行い、見積書と共に保管すること。